

【基本情報】

項目		令和6年度見込み
加入者数	被保険者(本人) うち特例退職被保険者	64,150人 0人
	被扶養者(家族)	39,350人
	合計	103,500人
被保険者男女割合(平均年齢*) *平均年齢は特退除く	男性	68.7% (43.05歳)
	女性	31.3% (40.43歳)
適用事業所数		310 事業所

- ・加入者数10万人以上の大規模な健保組合である。
- ・加入事業所数が多く、拠点多く全国に点在しており、画一的な保健事業の推進が課題である。
- ・事業を進めるには事業主の理解と協力が不可欠である。

【事業全体の目的】

加入者の健康保持、健康寿命の延伸を目的とし、生活習慣病に係る医療費適正化を図る。

【事業全体の目標】

- ・特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上。
- ・生活習慣病患者の減少。

【特定健康診査・特定保健指導目標率】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査	目標率	85.0%	86.0%	87.0%	88.0%	89.0%	90.0%
特定保健指導	目標率	18.0%	21.0%	24.0%	26.0%	28.0%	30.0%

健康課題・実施計画

【特定健康診査課題・実施計画】

〈特定健康診査受診率〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	〈課題〉
本人	91.5%	91.9%	92.8%	92.9%	・本人の特定健診受診率は90%を超えているが、家族の受診率が50%代と低迷している。 ・特定保健指導実施率については、本人の実施率が家族よりも低い。事業所の協力を得ながら実施率向上を目指す。
家族	54.2%	51.2%	54.5%	57.4%	
全体	81.4%	81.2%	82.8%	84.0%	

〈特定保健指導実施率〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本人	15.9%	15.9%	15.2%	14.6%
家族	16.9%	17.0%	15.8%	14.5%
全体	16.0%	16.0%	15.2%	14.6%

〈対策〉

- ・特定健康診査および特定保健指導の実施率向上においては、事業所の協力も必要であることから、定期的な事業所訪問および電話連絡を実施し健康課題を共有することで協力を得る。
- ・特定保健指導は、健診当日に初回面談を実施することで健康意識が高まっているときに受診者に働きかけることができ受診者にとっても利便性がよいため実施率の向上が見込めることから、当日初回面談可能な契約健診機関を増やす。
- ・ICTで初回面談実施が可能な業者、医療機関が増えていることから、医療機関等に向かず特定保健指導を実施できることを周知し、実施しやすい環境をつくる。
- ・特定保健指導の案内を該当者に配付しても申込みをする者が少ないことから、利用券送付4ヶ月後に実施していない者へ再度案内およびアンケートを送付。実施しない理由等を確認し今後の対策を検討する。
- ・特定保健指導を実施したものの途中離脱した者に対してアンケートを送付しなぜ離脱したかの理由を確認し今後の対策を検討する。

【生活習慣リスク保有者課題・実施計画】

〈喫煙率〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	〈課題〉	〈対策〉
本人	26.2%	25.1%	24.0%	23.5%	年々喫煙率は下がっているが、令和4年度時点においても20.4%の喫煙率である。喫煙は「循環器疾患」「呼吸器疾患」「がん」をはじめ多くの疾患の原因であり健康障害を引き起こす。	禁煙外来費用補助を継続するとともに、オンライン禁煙プログラムを実施する委託業者と契約し実施しやすい環境整備を行う。
家族	6.5%	6.2%	5.7%	5.5%		
全体	22.7%	22.0%	20.9%	20.4%		

〈運動習慣リスク保有率〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	〈課題〉	〈対策〉
本人	69.6%	70.2%	69.8%	68.5%	リスク保有者率は下がってきているものの、68%以上がリスク保有者となっており、身体運動は、生活リズムの調整、ストレス解消等だけでなく、生活習慣病予防にもなるため運動を習慣化する必要がある。	健康維持増進、疾病予防、健康づくりとしてフィットネスクラブと法人契約をする。また、年2回のヘルスウォーキングを開催し参加者を募る。
家族	69.4%	69.9%	67.3%	66.5%		
全体	69.6%	70.2%	69.3%	68.2%		

【特定保健指導対象者の課題・実施計画】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	〈課題〉
内臓脂肪症候群該当者割合	14.1%	15.4%	15.0%	15.3%	・令和4年度の内臓脂肪症候群該当者割合について、前年度より増加している。 ・特定保健指導対象者割合について、令和2年度をピークに年々下がっているが、健診受診者の約20%が特定保健指導の対象者となっている。
特定保健指導対象者割合	20.8%	21.6%	20.2%	19.7%	
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率(※)	25.0%	22.8%	27.1%	26.6%	〈対策〉

※昨年度特定保健指導を開始したもので算出。途中終了、開始途中の者も含む。
また、服薬をはじめいても特定保健指導の基準値に該当する者は含まれる。

- ・特定保健指導該当者で治療等されていない方へは当組合保健師から文書を送付し受診勧奨を行う。また重症化予防対策として基準をみたした者には電話勧奨も行う。
- ・特定保健指導対象者において若年層からの流入を抑えるため、35～39歳の方の健診結果をいただき特定保健指導基準値に該当した方へは当組合保健師から文書を送付し意識付けに努める。